

るうが、ひとしく医学部の職員である。

さて、兎看では他の自然科学系の学部、すなわち農、工、理学部における各学科と同様に、争務室が置かれ、その長は争務主任である。

このことは国立学校設置法施行規則第十条に明確に規定されている。

また、兎看には他学科にならつて、学科主任というものがあるが、これは官制上の職名ではなく、部長たり得ないことは教育公務員特例法第二条第三項および同法施行令第六条によつて明らかであつて、この大学でも誠にお役目ご苦勞的な存在となつてゐる。

このような兎看は部局ではない以上、三部署のうちいずれかに属するものは、（注）職務

動の執行はできない。ところがここに兎看の微妙な立場が存在するのである。つまり制度上は医学部の一学科でありながら、空間的には分院の中にあるということである。

そこで創設当時のとりきめにより、兎看の庶務、人事、教務等に關しては医学部に屬し、司計、給与、用度、施設等に關しては分院に屬するといふ複雑な構相（様）を呈している。これでは兎看はまるで沖繩のようなすつきりしない存在となつてゐる。

例えはある者を兎看の職員として新規採用する場合、その採用が発令になるまでの手続きは医学部長を通じて行われるが、一旦その者が採用された時は、給与の手続は医学部長

から離れて分院長を通じて行われる。またその若についての共済組合事務はもはや医学部とも分院とも離れて徑看独自の立場で行われる。

また鉛筆一本の購入にも一円の子算要求一坪の建築計画をするにも医学部長ではなく分院長を通じて行われるのである。

教務に関しては、徑看は本学唯一のたて割の学科であるだけに大変である。例えば、一、二年生についていえば、学生は駒場町、学科主任と事務主任は雑司ヶ谷町、学部長は本富士町にそれぞれ願座ましましているから学生の出した一片の願い書に対し、学部長の決裁を得て、その許可書が本人の手許に届くまで

には、多大の時間と労力を要することになる。教養学部と医学部に、徑看の事務員を一名ずつ常時駐在させているが、これでもとても人手は足りない。

またかりに教養学部に委託されている徑看の一、二年生が何か問題を起したとしても、これは教養学部長の責任ではなく、医学部長の責任となる。なんとなれば彼女らは最初から医学部の学生として入学しているからである。

それから本郷では学生に対する日本育英会奨学金の支給事務は、各学部の仕事ではなくて、学生部厚井課で取扱われているのであるが、徑看では自前の仕事となっている。

また採業料債権、寄宿料債権に關すること、特にその徵收事務は、本富士町のどの学部でも扱われておらず、争務局経理部経理課の仕事となつてゐるが、**冗看**では分院の分任収入官吏のよき協力を得て、これを取扱つてゐる。

用度、絹子、建築、予算等についても、他の学科ではなく学部で取扱つてゐるような**争**の領域まで、**冗看**では受持つてゐる。

この他に学生二十五名を收容する雑司ヶ谷寮が**冗看**にあるが、学寮を一つ抱えてゐるといふことは、その管理、厚生補導に關する事務を非常に大へんなものにしてゐる。

また本学においては学内の掲示および部屋貸付に關し、制度よりもむしろ場所に重きを

置いてその所管を区分してゐる。**冗看**の所在地が医学部々局の中にあるのならは問題はな
いが、分院^部局の中にあるから、その手続きが複雑化してくる。

例えば掲示については、学部共通細則の「**掲示**に關する内規」があるが、これによれば**冗看**の掲示場は分院長の管理するところとなる。
しかし特に学生部長の承認を得て、**冗看**主任が分院長の委嘱を受けてこれを管理することにしてゐる。

また部屋貸付については「学部附屬の諸室・会議所又は学生控所貸付規定」があるが、この規定が学部以外の部局、例えば分院に対して拘束力があるか否か疑問である。そこで

征看ではやはり学生部長承認のもとに、この規定の「学部」あるいは「部局」を「学科」と読み替え、かつ「学部長」あるいは「部局長」を「学科主任」と読み替えて、これを適用している。

前述のように征看の事務が複雑を極めるのは、単に学内のみならず対外的にもそうである。それは征看が、保健助産婦看護婦^法第十九条第一号による保健婦学校、および同法第二十一条第一号による看護婦学校として文部大臣より指定されているという事実である。

文部省大学々術局の大学課から見れば、征看は一大学の一学部の一学科であるが、同局の技術教育課から眺めると、征看は二つの性

格を帯びた「学校」であり、学科主任は「校長」ということになる。このため征看には全国の他の保健婦学校養成所および看護婦学校養成所と同様に、文部省、厚生省、東京都等との間に報告書提出その他の事務的な折衝が少なからずある。

現在征看は八講座を有し職員数は七十名以上である。このうち四講座は臨床関係であり、各々の講座担任の教授はそれぞれ分院の各診療科の医長を併任しており、そのうち一名は分院長となっている。このように分院、征看双方の職員があたかも二つの熊手をかみ合せたように入り組んでいるので、ますます複雑な状態を呈している。このような上層部のみ

ならず、末端の下部機構に至るまで、双方の
職員が混然として働いている。

ところがここに向題がある。それは教授、
助教、講師、すなわちごく少数の幹部を除
いては、分院の職員と往看の職員とは身分上
別々の部局に属していることである。これでは
ちようど、人種は同じだが国籍は異なるとい
う二つの軍隊を一つの兵営に入れて訓練して
いるようなもので命令系統や昇進の仕方等が
大いに違っているのである。

以上